

北陸信越運輸局 指定区間及びサービス基準

令和3年1月7日適用基準

指 定 区 間			サ ー ビ ス 基 準			
区 間 名	二 地 点 間	県 名	運航日程	運航回数	1 運航ごとの 最低輸送能力	時間帯
新潟粟島	粟島漁港と岩船港との間	新潟県	毎 日	1 往復/日	旅客 240人 自動車 24台	8:30 ~ 16:30
両津新潟	両津港、両津漁港又は羽吉漁港と新潟港又は松浜漁港との間	新潟県	毎 日	5~10月 4往復/日 但し、8月は5往復/日 11~4月 3往復/日	旅客 1,000人 自動車150台	設定 せず
小木直江津	小木港又は小木漁港と直江津港との間	新潟県	5月~10月の毎日	1 往復/日	旅客 220人	設定 せず
舩倉島	舩倉島漁港と輪島港との間	石川県	毎 日	1 往復/日	旅客 80人 貨物 40m <sup>3</sup>	設定 せず

- 注) 1. 使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。  
 2. 複数航路を運航する事業者が各航路の使用船舶の定期整備・検査の期間中に使用船舶を各航路間で融通する期間はこの限りではない。

設 定 平成12年 4月 5日  
 改 定 平成13年 6月 1日  
 改 定 平成15年 8月11日  
 改 定 平成20年 2月 6日  
 改 定 平成20年12月19日  
 改 定 平成27年 4月20日  
 改 定 平成28年 2月15日  
 改 定 平成29年 8月30日  
 改 定 平成30年 1月17日  
 改 定 令和 2年10月 7日  
 改 定 令和 3年 1月 7日